

# 総合情報学部 総合情報学科

## ◆ 総合情報学部で取得できる教員免許状の種類と教科

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	公民・数学・情報

## ◆ 教職関係科目（自由科目）の履修制限単位

1学期に履修できる教職・その他の科目及び配当外科目は、履修制限単位外で1学期15単位以内です。

※「教育実習事前指導」1単位、「教育実習（二）」2単位は含みません。

## ◆ 教員免許状取得に必要な単位

免許状を取得するにあたっては、次の①と②の条件を充たす必要があります。

- ① 学士の資格を有する（学部を卒業する）こと
- ② 下記A～Cの所定の単位を修得すること

<b>A</b>  文部科学省令に定める科目 8単位	<b>B</b>  教育の基礎的理解に関する科目等 27単位以上 ※必修科目の修得が条件	<b>C</b> 教科及び教科の指導法に関する科目	
		<b>C-1</b> 各教科の指導法 4単位以上 ※教科別に修得が必要	<b>C-2</b> 教科に関する専門的事項 20単位以上 ※必修科目の修得が条件 ※教科別に修得が必要

右の合計59単位の計算に含めません。

➡ **B** + **C** の合計が59単位以上になるよう修得すること。

\* 総合情報学部の場合、合計を59単位以上にするためには、**B** 教育の基礎的理解に関する科目等 27単位（または29単位）、**C-1** 各教科の指導法4単位、**C-2** 教科に関する専門的事項 28単位以上（または26単位以上）が必要となります。

**A** ~ **C** の科目の詳細は、以下を参照してください。

### **A** 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

文部科学省令に定める科目	法定単位	左記に対応する本学の授業科目	単位数	備考	(注1)
日本国憲法	2	日本国憲法	2		★
体育	2	健康・スポーツ科学実習 a (各種目)	1	「健康・スポーツ科学実習 a (各種目)」、「健康・スポーツ科学実習 b (各種目)」、「健康・スポーツ科学実習 c (各種目)」の3科目のうち、いずれか1科目を含めて、これら4科目より2単位以上を修得	
		健康・スポーツ科学実習 b (各種目)	1		
		健康・スポーツ科学実習 c (各種目)	1		
		健康・スポーツ科学論	2		
外国語 コミュニケーション	2	実践英語 I a	1		
		実践英語 I b	1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	活用法を見聞するAI・データサイエンス	▲	▲の4単位を修得 もしくは ◎の2単位を修得	
		活用法を体験するAI・データサイエンス	▲		
		情報処理	◎		

(注1) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに★印の科目は、必ず修得すること。

**B 教育の基礎的理解に関する科目等**

[必修科目]

免許法施行規則第4・5条の科目名	左記科目に含めることが必要な事項	法定 単位数	左記に対応する 本学の授業科目	本学の必修 単位数	配当 年次	備考	(注4)
		高		高			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	1		◇
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概説	2	1		◇
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2	2		◇
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		人権教育論	2	2		★
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	2	2		◇
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育論	1	3		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法	1	3		
	特別活動の指導法		特別活動論	2	2		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	2		◇
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3		
	生徒指導の理論及び方法		教育相談論	2	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習事前指導	1	3	(注1)	★
	教職実践演習	2	教育実習(二)	2	4	(注2)	
			教職実践演習(中等)	2	4	(注3)	
合計		23		27	—		

(注1) 「教育実習事前指導」を履修する学期に、次年度教育実習受講資格取得見込みであることが必要です。

(注2) 「教育実習(二)」を履修するには、当該年度に卒業見込みであることが必要です。

(注3) 「教職実践演習(中等)」を履修する学期に、教員免許状を取得見込みであることが必要です。ただし、当該年度に「教育実習(二)」を修得済もしくは修得見込みの者は、申し出により「教職実践演習(中等)」の履修を認めます。

(注4) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに「★印=すべて修得」「◇印=該当科目から2科目4単位以上修得」すること。

[選択科目]

授業科目	単位数
マルチメディア教育論	2

**C-1 各教科の指導法** ※ 取得希望免許教科に関するものを修得すること。

法令科目区分	授業科目	本学の必修 単位数	配当 年次	備考	(注1)
		高			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	〇〇科教育法(一)	2	2		★
	〇〇科教育法(二)	2	2		★

(注1) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに★印の科目は、必ず修得すること。